

新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本県の県立学校は、約7割の学校が築40年以上と、校舎等の老朽化が深刻な状況となっている。特に、昭和48年～62年ごろに実施した、高校100校新設計画によって建てられた学校が軒並み、築40年を超えており、今後は、加速度的に目標耐用年数（80年）に達する学校が増加する。

県では、現在、（別紙1）新まなびや計画（H28～R9）に基づき、校舎等の耐震化を中心に取り組んでいるが、令和10年度からの次期計画においては、校舎等の建替えを中心に既存の校舎の長寿命化対策、体育館空調整備、エレベーター整備等の課題に対応していくための計画を策定する方針である。

そこで、これからの県立学校で学ぶ子どもたちのために、学校関係者や県民等の意見を十分に反映させつつ、新しい時代に求められる質の高い学校施設を実現するための「神奈川県立学校施設再生計画（リビルドプラン）（案）」を策定するため、専門的な知識や豊富な経験を有する事業者を広く募集する。

2 業務概要

(1) 委託業務の名称

新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託

(2) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

別添「新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 見積額の上限額

35,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積額が上限額を上回った場合、選考から除外します。

3 参加資格

応募する会社・団体は、次のすべての要件を備えていることが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の本業務と同種又は類似の業務について過去5年以内に直接受注し、かつ、その業務を履行した実績があること。

同種業務	・公立文教施設における個別施設計画の策定支援業務、改定支援業務 ・個別施設計画に盛り込むべき事項を満たす計画の策定支援業務
類似業務	・国、地方公共団体が発注した業務で以下のうちいずれかに該当する業務 ア 公共施設マネジメント計画、公共施設白書作成業務、施設再配置計画、総合管理計画策定業務等のマネジメント計画策定業務 イ 総合管理計画に基づく個別施設計画として位置づけられている建築系施設の計画策定業務 ウ 複数施設を対象とする修繕計画策定業務（調査・設計業務を除く）

- (3) 神奈川県内の指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 仕様書に示す業務を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (5) 労働保険加入事業所であること。

4 スケジュール

(1) 応募期間	令和8年2月17日(火)～同3月10日(火)
(2) 参加意思表明書及び質問書 提出期限	令和8年2月25日(水)17時まで
(3) 質問回答期限	令和8年3月3日(火) 予定
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年3月10日(火)17時まで
(5) 企画提案書の審査会開催	令和8年3月17日(火) 予定
(6) 最優秀提案者への通知	令和8年3月31日(火) 予定
(7) 契約予定日	令和8年4月7日(火) 予定

5 参加手続き

- (1) 参加を希望する者は、参加意思表明書を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思表明書(様式1)
- イ 提出期限 令和8年2月25日(水)17時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール (fm4021.iy7@pref.kanagawa.lg.jp)
- エ 提出先 教育局行政部教育施設課

- (2) 質問の受付及び回答

提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問票を提出してください。

質問に対する回答は、参加意思表明書の提出があった者のすべてに対して、電子メールにて行います。

- ア 提出書類 質問票(様式2)
- イ 提出期限 令和8年2月25日(水)17時まで
- ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール (fm4021.iy7@pref.kanagawa.lg.jp)
- エ 提出先 教育局行政部教育施設課

- (3) 提案書等の提出

提案書等の提出者は、別添「新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託評価基準表」及び「企画提案書」に基づき、提案書等を提出してください。

- ア 提出書類

- (ア) 提案書等提出書(表紙)(様式3)
- (イ) 参加資格(事業実績)届出書(様式4)
- (ウ) 企画提案書(様式5～8)

- ・A4版で作成し、両面印刷のうえ、ページ番号を表記すること。
- ・企画提案書の様式8-1～8-3については、12ページ以内とすること。
- ・記載内容は、別添「新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託仕様書」の「5

業務内容」や「神奈川県の新たな学校施設再整備計画策定支援業務委託評価基準表」に基づき、計画策定にあたって、現段階での提案をわかりやすく記載すること。

(エ) 業務工程表 (任意様式)

- ・本業務を受注した場合の実施工程を簡潔に記載すること。

(オ) 提案見積書 (本委託契約額及び内訳) (任意様式)

※見積額が上限額を上回った場合、選考から除外します。

イ 提出部数 7部※持参、郵送の場合に限る

ウ 提出期限 令和8年3月10日(火)17時まで

エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール (fm4021.iy7@pref.kanagawa.lg.jp)

※電子メールによる提出の場合、教育施設課より受信確認メールを送付します。

オ 提出先 教育局行政部教育施設課

※提案見積書について

選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

6 選定方法

(1) 評価基準

提案書等の提出書類の内容について総合的に審査を行い選定します。このため発注者は審査会を設置します。

評価基準については、別添「新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託評価基準表」に示すとおりです。

なお、「新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託評価基準表」のいずれかの項目において、「期待できない」と評価された場合は選考から除外します。また、提案書等の提案書類の内容については非公開とします。

(2) 選考

提出された提案書等の書類の内容について総合的に審査し選考します。

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 本募集要項記載の要件を一つでも満たしていないとき

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ その他本募集要項に違反すると認められたとき

(4) 審査結果の通知

令和8年3月31日(火) 予定

7 本委託の契約手続き

次のとおり、本委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定した提案書と、随意契約により本委託の手続きを行います。
- (2) 選定した提案書は、契約額も含め、発注者と別途協議を行った上で契約締結となります。
- (3) 選定した提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行います。
なお、本委託契約において、本募集要項記載の事項については必ず満たすこととし、提案で県に不利となる内容に変更することはできません。また、本募集要項に記載のない事項で提案があった場合には契約時に当該事項を契約に盛り込むこととします。

8 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、参加者名、選定された提案者名及び提案見積額を公表します。
- (6) 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
なお、記載された見積書に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。
- (7) 県では、契約に係る県の予算執行の適切を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。
このため、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文がありますのでご留意ください。

(業者調査への協力)

- 第20条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

- (8) 当該契約の相手方の決定の効果は、令和8年度当初予算に係る議会の議決がなされ令和8年4月1日以降に令和8年度の予算発効時において効力を生じるものとします。

9 問合せ先・書類提出先

神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課施設企画グループ

担当 齋藤、奥田、深田

〒231-8588

横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎7階

電話 045-210-8120 (直通)

ファクシミリ 045-210-8923